

北海道警察本部告示第38号

平成13年4月1日

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成12年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、北海道警察における公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び第8条に規定する事項の閲覧に供する方法を次のとおり定めた。

1 閲覧所の場所

各所管の建設工事に係る事項について、次の公共工事情報閲覧所において閲覧する。

閲覧所の名称	閲覧所の場所
北海道警察本部施設課所管公共工事情報閲覧所	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階ロビー内
北海道警察函館方面本部会計課所管公共工事情報閲覧所	函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部会計課内
北海道警察旭川方面本部会計課所管公共工事情報閲覧所	旭川市1条通25丁目487番地6 北海道警察旭川方面本部会計課内
北海道警察釧路方面本部会計課所管公共工事情報閲覧所	釧路市黒金町10丁目5番地1 北海道警察釧路方面本部会計課内
北海道警察北見方面本部会計課所管公共工事情報閲覧所	北見市青葉町6番1号 北海道警察北見方面本部会計課内

2 閲覧日

北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日

3 閲覧時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで